

# 第5章 日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震防災対策推進計画

## 第1節

## 総則

## 1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

## 第2節

地震防災上緊急に整備すべき施設  
等に関する事項

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法を踏まえ、計画的に整備を図るとともに、施設の高台への移転の促進を図るものとする。災害に強い都市基盤整備は、第2章「災害予防」第4節「都市の防災構造化」を参照するものとする。

## (1) 整備すべき施設等

- ア 避難場所
- イ 避難経路
- ウ 消防用施設
- エ 消防活動を確保するための道路
- オ 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾施設、漁港施設
- カ 共同溝等
- キ 地震防災上改築又は補強を要する医療機関
- ク 地震防災上改築又は補強を要する社会福祉施設
- ケ 地震防災上改築又は補強を要する公立の幼稚園
- コ 地震防災上改築又は補強を要する公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程
- サ 地震防災上改築又は補強を要する公立の特別支援学校
- シ キからサまで掲げるもののほか、地震防災上補強を要する公的建造物
- ス 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- セ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- ソ 地域防災拠点施設
- タ 防災行政無線設備
- チ 地震災害時における飲料水、電源確保のための設備等
- ツ 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- テ 地震災害時における応急救護設備又は資機材
- ト 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ナ その他地震防災上緊急に整備すべき施設

## (2) 施設等の整備にあたり留意すべき事項

### ① 避難場所

最大規模の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。

また、積雪寒冷地においては、必要に応じて、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。

地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される地域において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。

### ② 避難経路

必要に応じて、積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。

### ③ その他

施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。

積雪寒冷地特有の課題や、沿岸地特有の地理的条件についても配慮する。

## 第3節

# 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 1 津波からの防護

市又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種施設整備等を行うものとする。

(1) 堤防、水門等の点検方針・計画

施設点検等は、第2章「災害予防」第16節「河川・海岸の災害予防」を参照するものとする。

(2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画

水門設備の遠隔化等は、第2章「災害予防」第16節「河川・海岸の災害予防」を参照するものとする。

(3) 積雪寒冷地において、冬季においても水門等が確実に作動するよう配慮した対策

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮する。

(4) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

水門閉鎖等の対応体制は、第2章「災害予防」第16節「河川・海岸の災害予防」を参照するものとする。

(5) 内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用電源の準備、点検その他所要の被災防止措置

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(6) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画

市は、必要に応じ次の事項について別に定めるものとする。

ア 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画

イ サイレン、広報車等の整備の方針及び計画

ウ 海岸線の防災行政無線通信施設(同報系)等の整備の方針及び計画

### 2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報や避難情報の伝達等に係る関係者の連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 市内部及び関係機関相互間の伝達体制

津波に関する情報の伝達は、第3章「災害応急対策」第4節「地震・津波情報等の伝達」及び、第5節「災害情報の収集・伝達」を参照するものとする。

**(2) 防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制**

防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制は、第3章「災害応急対策」第4節「地震・津波情報等の伝達」及び、第5節「災害情報の収集・伝達」を参照するものとする。

**(3) 避難指示の発令基準**

避難指示の発令基準、伝達方法は、第3章「災害応急対策」第9節「避難対策」を参照するものとする。避難指示の発令対象地域は、津波避難計画を参照するものとする。

**(4) 船舶に対する伝達体制**

船舶に対する伝達体制は、第3章「災害応急対策」第4節「地震・津波情報等の伝達」を参照するものとする。なお、沖合の船舶、漁船等に対しては、第二管区海上保安本部及び福島海上保安部から、各関係機関を通じて、津波警報等が伝達される。

**(5) 管轄区域内の被害状況の情報収集体制**

被害状況の情報収集体制は、第3章「災害応急対策」第4節「地震・津波情報等の伝達」及び、第5節「災害情報の収集・伝達」を参照するものとする。

**(6) 防災行政無線の整備等**

防災行政無線の整備は、第2章「災害予防」第5節「情報伝達手段の多様化」、第16節「河川・海岸の災害予防」を参照するものとする。

**3 地域住民等の避難行動等**

市は、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。

**(1) 避難対象地域**

避難対象地域は、津波避難計画を参照するものとする。

**(2) 避難方法**

津波からの避難方法は、第3章「災害応急対策」、第9節「避難対策」を参照するものとする。具体的な避難方法は、津波避難計画を参照するものとする。

**(3) 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策**

市は、県と協力し、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策の検討に努めるものとする。

**(4) 住民等の備え**

避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。

住民等の備えは、第2章「災害予防」、第6節「住民等の事前避難準備」、第9節「津波災害予防」を参照するものとする。

**(5) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等**

避難行動要支援者の避難支援等は、第3章「災害応急対策」、第9節「避難対策」、第

14節「要配慮者への対策」を参照するものとする。

#### (6) 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

外国人の避難誘導は、第3章「災害応急対策」、第9節「避難対策」、第14節「要配慮者への対策」を参照するものとする。出張者及び旅行者等の避難誘導は、第3章「災害応急対策」、第9節「避難対策」を参照するものとする。

#### (7) 住民等の避難行動等の検討にあたり留意すべき事項

ア 積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮した上で、避難対象地域、避難場所、避難経路等を検討する。

イ 避難時の低体温症のリスクを踏まえ、避難場所での防寒対策に必要な物資（乾いた衣類、防寒具、暖房器具、発熱剤入り非常食等）の備蓄に考慮する。

ウ 避難場所から避難所への避難経路、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮する。

エ 各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直す。

オ 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するなど、津波避難ビル等の活用を推進する。

カ 人口が少ない平野部等、徒歩による避難が困難な地域では、地域の実情に応じて、災害による道路寸断、道路渋滞、交通事故等の可能性が低いことを前提とし、必要に応じて、自動車による避難について検討する。

キ 推進計画への記載とは別に、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

ク 避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

## 4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組むこととする。

### (1) 避難後の救護の内容

応急危険度判定の体制は、第2章「災害予防」第18節「建築物等の災害予防」を参照するものとする。地震により被災した避難所がある場合には、判定を優先的に行うものとする。

### (2) 避難所開設における次の項目に関しあらかじめ準備すべき事項

#### ① 応急危険度判定を優先的に行う体制

応急危険度判定の体制は、第2章「災害予防」第18節「建築物等の災害予防」を参照するものとする。地震により被災した避難所がある場合には、判定を優先的に行うものとする。

#### ② 各避難所との連絡体制

避難所との連携は、第3章「災害応急対策」、第9節「避難対策」を参照するものとする。

### ③ 各避難所における避難者の名簿作成

避難者名簿の作成は、第3章「災害応急対策」、第9節「避難対策」を参照するものとする。

### ④ 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保

食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保については、第3章「災害応急対策」、第9節「避難対策」を参照するものとする。

### ⑤ 要配慮者用トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応

要配慮者用トイレの設置は、第3章「災害応急対策」、第12節「トイレ利用対策」、福祉避難所の開設等は、第3章「災害応急対策」、第9節「避難対策」、要配慮者への対応は、第3節「災害応急対策」、第14節「要配慮者への対策」を参照するものとする。

### ⑥ 飼い主によるペットとの同行避難等、様々なニーズへの対応

ペットの同行避難は、第3章「災害応急対策」、第13節「ペットの保護対策」を参照するものとする。

## (3) 船舶の避難

船舶の安全避難のための対策を検討する。船舶の安全対策は、事故対策編第2章「海上災害」を参照するものとする。

## (4) 避難場所及び避難所の運営・安全確保にあたり留意すべき事項

ア 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

イ 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所及び避難所の運営に協力する。

ウ 積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮する。

エ 夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。

オ 孤立する恐れのある集落、離島や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮する。

カ 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、避難場所においても津波警報等の情報を入手できるよう配慮する。

## 5 意識の普及・啓発

市は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、周知を行う。

住民への津波に関する知識の普及は、第2章「災害予防」、第9節「津波災害予防」を参照するものとする。

## 6 消防機関等の活動

ア 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。なお、津波警報等の伝達は、第3章「災害応急対策」第4節「地震・津波情報等の伝達」、津波からの避難誘導は、第3章「災害応急対策」第9節「避難対策」を参照するものとする。

- a 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- b 津波からの避難誘導
- c 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- d 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

イ アに掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、消防計画に定めるところによる。

## 7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

### (1) 水道

住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

水道の二次被害を軽減するための措置は、第3章「災害応急対策」第38節「ライフライン応急対策（水道）」を参照するものとする。

### (2) 電気

ア 重要施設の選定に係る措置については、第2章「災害予防」第24節「ライフライン強化対策（電力）」を参照するものとする

イ 東北電力ネットワーク㈱が行う措置は、第3章「災害応急対策」第35節「ライフライン応急対策（電力）」を参照するものとする。

### (3) ガス

東部ガス㈱、いわきガス㈱、常磐都市ガス㈱、㈱常磐共同ガス、(一社)福島県LPガス協会等が行う措置は、第3章「災害応急対策」第36節「ライフライン応急対策（ガス）」を参照するものとする。

### (4) 通信

東日本電信電話㈱が行う措置は、第3章「災害応急対策」第33節「ライフライン応急

対策（電話）」を参照するものとする。

## (5) 放送

㈱いわき市民コミュニティ放送が行う措置は、第3章「災害応急対策」第32節「コミュニティ放送事業者の応急対策」を参照するものとする。

# 8 交通

## (1) 道路

### ① 交通規制

県警察本部及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察本部との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

交通規制等の内容は、第3章「災害応急対策」第18節「道路・橋梁・トンネル等の応急対策」を参照するものとする。

### ② 除雪

道路の除雪に係る対策は、第2章「災害予防」第4節「都市の防災構造化」を参照するものとする。

## (2) 海上

ア 福島海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を実施する。また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を実施する。海上交通の安全確保は、第3章「災害応急対策」第19節「港湾・漁港施設・海上の応急対策」を参照するものとする。

イ 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難など、次の安全確保対策をとるものとする。安全確保対策の内容は、第3章「災害応急対策」第19節「港湾・漁港施設・海上の応急対策」を参照するものとする。

## (3) 鉄道

津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置は実施する。

運行上の措置の内容は、第3章「災害応急対策」第30節「鉄道事業者の応急対策」を参照するものとする。

## (4) 乗客等の避難誘導等

船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等の避難誘導策を検討する。避難誘導策の検討に当たっては、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることに配慮する。

## 9 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

施設における対策は、第2節「災害予防」第18節「建築物等の災害予防」を参照するものとする。

### (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は災害対策各地区本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

防災上重要な建築物の災害予防対策は、第2章「災害予防」第18節「建築物等の災害予防」を参照するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

### (3) 地震発生時の緊急点検及び巡視

地震発生時には津波襲来に備え、緊急点検及び巡視を実施する。

緊急点検及び巡視を実施においては、従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。

### (4) 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。

津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

## 10 迅速な救助

ア 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。救助・救急活動の実施体制の構築に当たっては、孤立集落、長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は、第2章「災害予防」第10節「救急・救助体制の整備」を参照するものとする。

イ 市は、県と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。緊急消防援助隊の要請及び受援の体制は、第2章「災害予防」第10節「救急・救助体制の整備」を参照するものとする。

ウ 市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。救急・救助活動における交通確保は、第2章「災害予防」第10節「救急・救助体制の整備」を参照するものとする。

エ 市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。消防団の充実は、第2章「災害予防」第10節「救急・救助体制の整備」を参照するものとする。

## 第4節

# 関係者との連携協力の確保に関する事項

### 1 資機材、人員等の配備手配

ア 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するための広域的措置を実施する。応援要請内容等は、第3章「災害応急対策」第2節「防災関係機関の相互協力体制」を参照するものとする。

イ 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え、事前応援協定の締結、その他の手続上の措置を実施する。積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。事前応援協定の締結その他の手続上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携強力体制についてあらかじめ十分調整する。本市が締結する相互応援協定は、資料編「4 いわき市の災害協定締結状況一覧」を参照するものとする。

### 2 物資の備蓄・調達

被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達の措置を実施する。必要となる物資の備蓄及び調達にあたっては、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮する。

積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮する。

物資の備蓄・調達は、第2章「災害予防」第33節「備蓄体制の整備」を参照するものとする。

## 第5節

北海道・三陸沖後発地震注意情報が  
発信された場合にとるべき防災対  
応に関する事項

## 1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等

## (1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達

北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおりとする。

## ① 市内部及び関係機関相互間の伝達体制

気象庁において一定精度のM<sub>w</sub>（モーメントマグニチュード）を推定し、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信条件を満たす先発地震であると判断でき次第、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と内閣府・気象庁合同記者会見が開催され、当該情報は報道機関のテレビ報道等により周知される。その他、気象庁から防災情報提供システムのメール配信等により県（危機管理総室）及び市へ北海道・三陸沖後発地震注意情報を伝達する。

## ② 地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達体制

市は、防災行政無線や緊急速報メール、FAX、防災アプリ等で後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下、「後発地震への注意を促す情報等」）を地域住民や企業等に伝達する。

## ③ 情報伝達に当たって留意すべき事項

勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。

地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。

状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行うよう努める。

外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

地域住民等への広報は、第3章「災害応急対策」第5節「災害情報の収集・伝達」を参照するものとする。

## (2) 市の災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3章「災害応急対策」第1節「災害対策本部の組織・運営」を参照するものとする。

## 2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するよう努める。

後発地震が発表された後の広報は、第3章「災害応急対策」第5節「災害情報の収集・伝達」を参照するものとする。

## 3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、北海道・三陸沖後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

## 4 市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市は日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

なお、後発地震に対して注意する措置は以下のとおりである。

- ア 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- イ 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- ウ 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- エ 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

## 第6節

## 防災訓練に関する事項

市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、定期的を実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

実施する訓練は、積雪寒冷地特有の課題を踏まえるとともに、県、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うことや地域住民等の協力及び参加を得るよう配慮し、内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。また、想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努めるほか、要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

防災訓練の実施は、第2章「災害予防」、第3節「被災経験を活かした防災知識の普及及び訓練」を参照するものとする。

## 第7節

## 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

## 1 市職員等に対する教育

市は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を実施する。職員等に対する教育に含むべき事項は以下のとおりとする。

市職員等に対する教育の実施は、第2章「災害予防」、第3節「被災経験を活かした防災知識の普及及び訓練」を参照するものとする。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- エ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- オ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- カ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- キ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

## 2 地域住民等に対する教育・広報

## (1) 地域住民等に対する教育・広報事項

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報を実施する。地域住民等に対する教育・広報に含むべき事項は以下のとおりとする。なお、地域住民等に対する教育・広報の実施は、第2章「災害予防」、第3節「被災経験を活かした防災知識の普及及び訓練」を参照するものとする。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報の入手方法

カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

サ 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

## (2) 地域住民等に対する教育・広報の実施にあたり留意すべき事項

地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。

要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

推進地域内外の住民等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。

教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。

現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

## 第8節

津波避難対策緊急事業計画の基本  
となるべき事項

津波避難対策緊急事業を行う区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間は次のとおりとする。

| 津波避難対策緊急事業を行う区域 | 津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類 | 目標  | 達成期間  |
|-----------------|-----------------------------|-----|-------|
| 〇〇地区            | 避難施設の整備事業                   | 〇箇所 | 令和〇年度 |
|                 |                             |     |       |